

熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員の制度の導入を契機とした当該職員に移行する臨時職員の任免に係る地方機関長の専決事項の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

参考：関係法令条項

● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条 (教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関するこ

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則

2 制定の必要性

地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員の制度の導入を契機とした当該職員に移行する臨時職員の任免に係る地方機関長の専決事項の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

(1) 次の3規則において定める地方機関長の専決事項から会計年度任用職員に移行する臨時職員の任免に関するることを除く。

ア 熊本県立装飾古墳館条例施行規則（第6条関係）【第1条】

イ 熊本県立青少年の家条例施行規則（第7条関係）【第2条】

ウ 熊本県立美術館条例施行規則（第6条関係）【第3条】

(2) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 20号

〔熊本県立装飾古墳館条例施行規則等の一部を改正する規則〕

〔熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正〕

第1条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年熊本県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

〔熊本県立青少年の家条例施行規則の一部改正〕

第2条 熊本県立青少年の家条例施行規則(平成10年熊本県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

〔熊本県立美術館条例施行規則の一部改正〕

第3条 熊本県立美術館条例施行規則(平成22年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成3年熊本県教育委員会規則第20号）新旧対照表

【第1条関係】

旧	新
<p>(専決事項)</p> <p>第6条 館長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。</p> <p>(7) (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) <u>(12)</u> (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第6条 館長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略) 削る</p> <p>(6) (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)</p>

熊本県立青少年の家条例施行規則（平成 10 年熊本県教育委員会規則第 3 号）新旧対照表

【第 2 条関係】

新	旧
<p>(専決事項)</p> <p>第 7 条 所長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) あらかじめ教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。</p> <p>(7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第 7 条 所長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略) 削る</p> <p>(6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略)</p>

熊本県立美術館条例施行規則（平成 22 年熊本県教育委員会規則第 6 号）新旧対照表

【第 3 条関係】

	日	新
(専決事項)		(専決事項)
第 6 条 館長の専決事項は、別に定めるものほか次のとおりとする。		第 6 条 館長の専決事項は、別に定めるものほか次のとおりとする。
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)
(5) あらかじめ採用人員枠について、教育政策課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること。		(削る)
(6) (略)	(5) (略)	
(7) (略)	(6) (略)	
(8) (略)	(7) (略)	
(9) (略)	(8) (略)	
(10) (略)	(9) (略)	
(11) (略)	(10) (略)	
(12) (略)	(11) (略)	
(13) (略)	(12) (略)	
(14) (略)	(13) (略)	
(15) (略)	(14) (略)	
2	2 (略)	